

使用水量・料金のお知らせ

様			
年	月分	使用期間	/ ~ /
	水道	水道以外の水量 (井戸水等)	
今回指針	m ³	m ³	m ³
(-)前指針	m ³	m ³	m ³
(+)旧メーター水量	m ³	m ³	m ³
水量合計	m ³	m ³	m ³
水道料金	m ³		円
消費税 %	(うち消費税相当額		円)
下水道使用料	m ³		円
消費税 %	(うち消費税相当額		円)
合計金額			円

(消費税相当額を含みます。)

- ◎口座契約の方は 月 日に振替させていただきます。
- ◎このお知らせで料金を徴収することはなく、また料金を払い込むこともできません。

お客様番号	上水メーター番号	口 径
	下水メーター番号	
検 針 日	検 針 員	
年 月 日		
登 録 番 号	登 録 補 助 番 号	

通信欄

口座振替済みのお知らせ

振替日 年 月 日			
年	月分	使用期間	/ ~ /
水道料金	m ³		円
消費税 %	(うち消費税相当額		円)
下水道使用料	m ³		円
消費税 %	(うち消費税相当額		円)
合計金額			円

指定口座より、上記金額を領収いたしました。

つくば市水道事業企業出納員

◎上記の金額には消費税相当額が含まれております。

◎お願い

使用の開始、廃止、使用者の転居等による異動、用途の変更については、必ず4、5日前までにつくば市水道お客様センターへご連絡ください。また、給水装置の所有権移転については、移転後速やかに給水装置所有権取得届を、上下水道業務課給水係に提出してください。

◎漏水にご注意

★配管が古くなったり、凍結などにより地中や床下で漏水することがあります。自宅の蛇口を全部しめて、水道メーターのパイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。
★漏水等を見つけた場合は、つくば市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道料金(2ヶ月当たり) 消費税込み(10%)

基本料金		従量料金(1m ³ 当たり)				
口径mm	金額(円)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
13	2,640	21m ³ から 40m ³ まで 154円	41m ³ から	81m ³ から	201m ³ から	1,001m ³ 以上
20	3,300					
25	5,500					
30	7,150	1m ³ から	80m ³ まで	200m ³ まで	1,000m ³ まで	330円
40	15,400	40m ³ まで	154円	198円	242円	286円
50	33,000					

これ以上の口径は右記QRコードを参照



◎下水道使用料(2ヶ月当たり) 消費税込み(10%)

次の表により算定した基本料金と従量料金との合計額になります。

基本料金 金額	従量料金(排除汚水量1m ³ につき)	
	汚水量	金額
基本料金 550円	1m ³ ~40m ³ 以下	143円
	40m ³ を超え200m ³ 以下	154円
	200m ³ を超えるもの	165円

1 この下水道使用料金賦課処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、つくば市長に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、つくば市を被告として(訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

つくば市水道お客様センター
(受託者 株式会社 新同モリステムズ) TEL 029-851-2811

発行事業者：つくば市水道事業
登録番号：T6-8000-2000-0380

こちらに登録番号が記載されます